

平成26年2月14日

子ども・子育て会議基準検討部会(第14回) 配付資料

子ども・子育て支援新制度における 「量的拡充」と「質の改善」について

1. 「量的拡充」と「質の改善」の関係について

- 「量的拡充」と「質の改善」は二者択一の関係にあるものではなく、両者は車の両輪として取り組む必要。(例えば、保育士等の処遇改善、研修の充実等の「質の改善」と待機児童の解消等の「量的拡充」は密接に関連するものであるなど。)
- 子ども・子育て支援新制度においては、市町村が、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、
 - ・ 潜在ニーズも含めた住民の利用ニーズを把握した上で（量の見込み）、
 - ・ これに対応する提供体制を計画的に整備する（確保方策）仕組みとしている。（市町村子ども・子育て支援事業計画の策定）
- 「量的拡充」のための追加所要額は、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた「量の見込み」「確保方策」の実現に要する費用であり、最終的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の積上げにより計算されるもの。
 - ※現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、現時点では、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算。
- また、子ども・子育て支援法においては、基本理念の1つとして「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」（第2条第2項）としており、「質の改善」に取り組む必要がある。
- 「質の改善」は、様々な内容が考えられるため、消費税の増税等による財源を踏まえて、どのような項目の改善をどの程度実施するのか、優先順位を検討する必要がある。

※平成26年度においては、消費税引上げによる増収分のうち社会保障の充実に充てられる0.5兆円程度について、0.3兆円を子ども・子育て支援に充当。

2. 量的拡充について

1. 「量的拡充」の追加所要額の推計の前提

(1) 対象範囲（公費負担部分）

- ・ 1号認定（認定こども園、幼稚園）
- ・ 2号認定・3号認定（認定こども園、保育所、地域型保育事業）
- ・ 以下の地域子ども・子育て支援事業
 - 延長保育事業
 - 放課後児童クラブ
 - 子育て短期支援事業
 - 乳児家庭全戸訪問事業
 - 養育支援訪問事業
 - 要保護児童等に対する支援に資する事業
 - 地域子育て支援拠点事業
 - 一時預かり事業（幼稚園型を含む）
 - 病児保育事業
 - ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 社会的養護関係

(2) 諸前提

- 物価変動等や「質の改善」の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。
（社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）出生中位推計）
- 幼稚園は90%が新制度に移行するものと仮置き。

2. 推計

(1) 教育・保育

① 1号認定（認定こども園、幼稚園）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の 量の拡充
3,487億円	3,487億円	3,641億円	3,565億円	78億円

※平成25年度及び平成26年度の金額は、私学助成（一般補助）、就園奨励事業の平成26年度政府予算案等をもとに見込まれる幼稚園に対する公費負担額(政府予算ベース)の90%に相当する額。

※新制度実施後（平成27年度以降）は、私学助成対象外の私立幼稚園、就園奨励事業の未実施市町村の園児分を含み、満3歳児の就園率毎年0.3%増、3～5歳児の就園率50.1%（過去5か年度の平均就園率）と仮定して算定。

② 2号認定・3号認定（認定こども園、保育所、地域型保育事業）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29 年度の量の 拡充
12,094億円	12,702億円	14,014億円	15,034億円	2,940億円

※「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約40万人の受入児童数の増を図る。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

※直近の実績等を基に試算。

※平成25年度に安心こども基金で実施している事業（③～⑧、⑩）については、平成24年度の交付状況を「平成25年度」の欄に記載。

※①②⑨の事業については事業主拠出金を充当することとされており、上段は事業主負担を含む額、下段は公費負担のみの額を記載。

①延長保育事業

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の 量の拡充
	1,040億円	1,104億円	1,171億円	1,317億円	277億円
公費のみ	815億円	865億円	917億円	1,032億円	217億円

②放課後児童クラブ

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の 量の拡充
	860億円	906億円	1,031億円	1,095億円	235億円
公費のみ	573億円	604億円	687億円	730億円	157億円

③子育て短期支援事業

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の 量の拡充
	4億円	7億円	7億円	8億円	4億円

④乳児家庭全戸訪問事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の 量の拡充
54億円	63億円	67億円	67億円	13億円

⑤養育支援訪問事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の 量の拡充
18億円	22億円	24億円	30億円	12億円

⑥要保護児童等に対する支援に資する事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の 量の拡充
10億円	15億円	18億円	28億円	18億円

⑦地域子育て支援拠点事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の 量の拡充
342億円	421億円	464億円	469億円	127億円

⑧一時預かり事業

<一般型・余裕活用型・訪問型等>

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の 量の拡充
108億円	286億円	324億円	325億円	217億円

<幼稚園型（在籍園児分のみ）>

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の 量の拡充
—	—	131億円	133億円	133億円

※私学助成（特別補助）等からの円滑な移行等を図る。

※私学助成（特別補助）対象外の私立幼稚園も含む。

⑨病児保育事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の 量の拡充
145億円	156億円	160億円	170億円	25億円
97億円	104億円	107億円	113億円	16億円

公費のみ

⑩ファミリー・サポート・センター事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の 量の拡充
48億円	69億円	65億円	72億円	24億円

(3) 社会的養護関係

※直近の実績を基に試算。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の 量の拡充
1,810億円	1,857億円	1,895億円	1,980億円	170億円

25年度→29年度の量的拡充	計	4, 273億円
	公費負担	4, 126億円
	事業主	147億円

※現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算したもの。

(参考) 26年度→29年度の量的拡充(公費) 計 3, 084億円

3. 質の改善について

1. 「質の改善」の追加所要額の推計の前提

(1) 対象範囲

子ども・子育て支援新制度の立案過程、法案審議・附帯決議、昨年4月以降の子ども・子育て会議・基準検討部会での議論等において、「質の改善」として提案されてきた項目

(2) 諸前提

- 物価変動等の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。
(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位推計)
- 平成29年度における所要額を積算
(平成29年度とする理由)
 - ・ 税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化
 - ・ 保育ニーズのピークは平成29年度末
- 幼稚園は90%が新制度に移行するものと仮置き。

【凡例】

- △ : 子ども・子育て関連三法案に対する附帯決議(平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)
- ☆ : 平成24年3月2日少子化社会対策会議決定
- ◇ : その他

(給付等関係)

△☆ 3歳児を中心とした職員配置の改善

内容	所要額
3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)	700億円程度
1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)	670億円程度
4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)	591億円程度

研修の充実

内容	所要額
保育教諭・保育士等1人当たり年間2日～5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	38億円～94億円程度

☆ 休日保育の充実

内容	所要額
休日保育の給付化に伴う措置(担当保育士の常勤化、利用者負担の二重徴収の解消)	32億円程度

△☆◇ 職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)

※子ども・子育て支援法附則第2条第3項

内容	所要額
私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善（処遇改善臨時特例事業と同様（+2.85%）～+5%） ※平成26年度予算案(保育士等処遇改善臨時特例事業) 367億円	542億円～952億円程度

※ 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の幼稚園教諭・保育士の給与月額を全職種の平均並に改善した場合(+45%)には8,565億円程度が必要。

☆ 保育認定の2区分に応じた対応

内容	所要額
保育標準時間認定について、11時間の保育必要量に対応する職員を配置（延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)を加配した場合）	337億円程度
保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の95%程度(▲5%)と仮置きした場合の所要額	154億円程度

※ 保育標準時間認定について、単純に現在の保育単価を11/8にした場合には3,025億円程度が必要。

△☆ 小規模保育の体制強化

内容	所要額
小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置 ※平成26年度予算案(小規模保育の先行実施) 226億円 * 認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。	134億円程度
地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定 ※平成26年度予算案(小規模保育の先行実施) 226億円(再掲)	8億円程度
地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置	23億円程度

☆ 地域の子育て支援・療育支援

内容	所要額
幼稚園・保育所・認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 ※認定こども園:全ての施設で専任化(以下同じ) ※幼稚園・保育所:専任化を加算で実施又は全て専任化(以下同じ)	73億円～307億円程度
地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置)	51億円～59億円程度
障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)を幼稚園・保育所・認定こども園に配置(障害の程度に応じて加配)	180億円～231億円程度

小学校との接続の改善

内容	所要額
小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(事務経費のみの場合～人件費(非常勤講師等1名(週3日))を含む場合)	20～86億円程度

☆ **減価償却費、賃借料等への対応**

内容	所要額
施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乗せ	58億円程度

事務負担への対応

内容	所要額
全ての私立幼稚園、認定こども園に事務職員(非常勤)を追加で配置(幼稚園:週2日~週5日、認定こども園:週2日~週6日)	52~194億円程度

☆ **施設長、栄養士、その他の職員の配置**

内容	所要額
保育所について、施設長の配置を義務化	135億円程度
栄養士を配置又は活用して給食を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置(嘱託費用を追加~栄養士(非常勤)に係る費用)	22億円~73億円程度
半数の保育所に保育支援者(保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者)を配置 ※平成26年度予算案(保育所に保育支援者を配置) 72億円	154億円程度

第三者評価等の推進

内容	所要額
第三者評価等の受審費用の支援(3年に1度、5年に1度、10年に1度の受審) ※3年:児童養護施設等と同様(3年に1度の受審を義務付けている。) ※5年:子ども・子育て支援事業計画1期分に相当 ※10年:子ども・子育て支援事業計画2期分に相当	13億円程度(10年に1度) 24億円程度(5年に1度) 42億円程度(3年に1度)

低所得者世帯の負担軽減拡充

内容	所要額
低所得者世帯の保育料の負担軽減を拡充	

(地域子ども・子育て支援事業関係)

☆ **延長保育の充実**

内容	所要額
延長保育利用児童数が多い施設において非常勤保育士1名を加配	164億円程度

☆◇ **放課後児童クラブ事業の充実**

※子ども・子育て支援法附則第2条第3項

※社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会

内容	所要額
「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに、取組内容に応じて常勤職員1名・常勤的非常勤1名のいずれかを配置、又は常勤職員1名を配置) ※平成26年度予算案(18時半を超えて開所するクラブに常勤的非常勤1名を配置) 154億円	339億円 ~406億円程度
5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度
大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度
19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置	14億円程度
常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	39億円程度

一時預かり事業の充実

内容	所要額
保育所以外の施設について、事務経費を措置	12億円程度
幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)	37億円程度



病児保育の充実

内容	所要額
基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型) ※利用のない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施	117億円程度
看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) ※現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助	56億円程度

ファミリー・サポート・センター事業の充実

内容	所要額
提供会員確保のための他事業等との連携強化、コーディネーター機能の充実を図るためのアドバイザーの活動日数の増加(月4日×12月)	4億円程度

☆ **利用者支援事業(法律により新設)**

内容	所要額
教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2~3中学校区に1箇所) ※平成26年度予算案(利用者支援事業) 162億円	228~342億円程度

実費徴収に伴う補足給付事業(法律により新設)

内容	所要額
生活保護世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額~全額の補助	3億円~7億円程度
市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額~全額の補助	52億円~103億円程度

多様な主体の参入促進事業(法律により新設)

内容	所要額
認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置 ※平成26年度予算案(新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置) 13億円	5億円程度
認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)	5億円程度

研修の充実

内容	所要額
地域子ども・子育て支援事業に従事する者1人当たり年間2日~5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	8億円~19億円程度

☆◇ 社会的養護の充実

※「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ)

内容	所要額
児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度
児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度
児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	21億円程度
児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度
児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度
小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※平成26年度予算案(小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増)33億円	84億円程度
児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の私立保育士+2.85%~全職員+5%等)	12~88億円程度
施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度
母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度

質の改善 計 ~ 6,865億円程度

(参考) 26年度の先行実施分 計 1,027億円

(小規模保育事業に係る認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。)

(前回の合同会議における主なご意見)

- 地域子ども・子育て支援事業も含め研修の充実が必要。
- 研修には、研究や教育・保育の準備にかかるものも含むようにして欲しい。

- 保幼小連携など、地域のネットワーク構築による質改善が重要ではないか。「施設内で行うもの」と「施設と外部のネットワークで行うもの」を区別し、議論を整理すべき。
- 小学校との連携・接続強化について、加算で対応すべき。
- 保幼小連携はステップ2は本来的に行うことが望まれるので、ステップごとに時限的な加算とすることも考えられる。

- 都市部の問題ではないことを見える化する必要があり、給付と同様に地域子ども・子育て支援事業、社会的養護にも配慮が必要。
- 社会的養護にも配慮が必要。
- ソーシャルワーカーの配置など、福祉的視点が必要。

- 加算は当分の間の措置とするものと恒久化することが望ましいものを分けて考えるべきではないか。

- 規模の大小にかかわらず、質の高い保育を受けられるようにして欲しい。

- 処遇改善が最重要。給付系だけでなく、放課後児童クラブや社会的養護も必要。

- 保護者負担の更なる軽減も必要。